

最高裁秘書第633号

令和4年3月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和4年2月2日付け（同月4日受付、第030952号）で申出があり、同月17日付けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

以下の通達を網羅的に解説する文書（最新版）

- (1) 民事訴訟記録の編成について（平成9年7月16日付の最高裁判所事務総長通達）
- (2) 刑事訴訟記録の編成等について（平成12年10月20日付の最高裁判所事務総長の通達）

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書として、訟廷執務資料第69号「書記官事務に関する新通達等の概要 一民事訴訟法等の改正に伴って一（上）」が考えられるところ、この文書は、行政機関情報公開法第2条第2項ただし書第1号にいう行政文書から除外される書籍に相当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。
- (2) 1の(2)の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）